

## 内閣官房における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領案に係るパブリックコメントで示された意見等への回答

番号	該当箇所	意見等の概要	対応方針
1	第4条第1項	<p>障害者対応要領を以下のとおり修正していただきたい。</p> <p>「・・・地位にある者は、前2条に掲げる事項に関し、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない」</p>	<p>御指摘を踏まえ修正します。</p> <p>第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。</p>
2	第4条	<p>障害者のための様々なコミュニケーション手段と、聴覚障害者への配慮としての手話通訳者、要約筆記者の配置の必要性に鑑み、「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記等)を配置すること」を明記されたい。</p>	<p>「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」の趣旨は第6条第2項に記載しています。また、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであると考えており、可能な範囲での対応を行ってまいります。</p>
3	第5条	<p>障害者対応要領を以下のとおり修正していただきたい。</p> <p>「不当な差別的取扱いをし、または過重な・・・不提供をした場合には」</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p> <p>第5条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し、不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合には、その態様等によって、信用失墜行為、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当し、懲戒処分に付されることがあることに留意しなければならない。</p>
4	第6条第2項	<p>聴覚障害者の場合、会話方法に手話、筆談が中心であり、この配慮が必要になるため、第6条第2項に「また対面相談時には、手話、筆談など、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を、可能な範囲で対応することにする。」を加えてほしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正します。</p> <p>2 相談員は、相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールなど、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段について、適切に配慮しなければならない。</p>
5	第6条第2項	<p>障害者のための様々なコミュニケーション手段と、聴覚障害者への配慮としての手話通訳者、要約筆記者の配置の必要性に鑑み、「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記等)を配置すること」を明記されたい。</p>	<p>他の御指摘と合わせ、修正します。</p> <p>2 相談員は、相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールなど、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段について、適切に配慮しなければならない。</p>
6	第6条第2項	<p>(相談体制の整備)</p> <p>第6条第2項「相談員は手紙、電話、ファクス、メールなど相談等を行おうとする者の任意の方法で、適切に受け付けるよう配慮しなくてはならない。」とあるが、聴覚障害者の場合、相談時には手話通訳、要約筆記などの通訳を介することが自身の意思の表明のためにも重要である。</p>	<p>他の御指摘と合わせ、修正します。</p> <p>2 相談員は、相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールなど、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段について、適切に配慮しなければならない。</p>

7	第6条	<p>障害者対応要領を以下のとおり修正していただきたい。</p> <p>以下2号を追記。  5 相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。  6 相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。</p>	<p>「5」については、相談等に対する的確に対応できるようにする必要があるという趣旨と思いますが、同条第4項が同趣旨と考えますので、原案のままとさせていただきます。  「6」については、具体的な連絡先について、内閣官房ホームページに掲載することとしています。</p>
8	第6条	<p>障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要なため、「相談窓口には障害者当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。」の文言を入れられたい。</p>	<p>相談窓口については第6条において記載のとおりです。相談窓口には、個人情報を含む情報が存在すると想定されることから外部の者を参画させることは予定していませんが、障害当事者の意見を求めることの重要性は認識していますので、研修等で障害当事者からの話を聞くことを検討します。</p>
9	第7条第1項	<p>障害者対応要領を以下のとおり修正していただきたい。</p> <p>「基本的な事項について理解させるものとする。・・役割について理解させるものとする。」</p>	<p>御指摘を踏まえ修正します。</p> <p>第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。特に、新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるものとする。また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるものとする。</p>
10	第7条	<p>研修等で実際に音声読み上げ機能のみでパソコン操作を行う実習を取り入れていただきたい。</p>	<p>研修の内容についての詳細は、今後検討することとしております。検討の参考とさせていただきます。</p>
11	第7条	<p>職員の研修については、障害の種類、程度等にかたよることなくさまざまな障害者と家族や障害者団体と協力連携し、直接当事者の声を聞く機会を設ける等も含め当事者家族への差別が真に解消されるような研修になることが望ましいことを加えるべきである。</p>	<p>研修の内容についての詳細は、今後検討することとしております。検討の参考とさせていただきます。</p>
12	別紙 第1	<p>留意点の説明  意見：文科省の対応指針の4留意点(3ページ下)では、下記のように記載されています。法第12条の規定を明記しており、これは非常に重要なので、貴省の対応指針にも書き加えてください。</p> <p>「本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。なお、関係事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各関係事業者により自主的に取組が行われることが期待されるが、自主的な取組のみによってはその適切な履行が確保されず、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。」</p>	<p>御指摘を踏まえ、留意事項の第1に以下の記述を追加します。</p> <p>なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。</p>

13	別紙 第2	<p>障害者対応要領を以下のとおり修正していただきたい。</p> <p>「正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…障害者にその理由を説明するものとし、」</p>	<p>前段は、御指摘を踏まえ修正します。 後段は、原案と文意が同じであることから、原案のままさせていただきます。</p> <p>第2 正当な理由の判断の視点 (略)正当な理由に相当するか否かについては、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生防止等)及び事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</p>
14	別紙 第2	<p>正当な理由の判断の視点 意見:厚労省福祉事業者向けガイドライン、経産省の対応指針案に下記の文章が書かれています。これは非常に大事な視点なので、貴省の対応指針にも書き加えてください。</p> <p>『なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定される といった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。』</p>	<p>他の御指摘と合わせ、以下の通り修正します。</p> <p>第2 正当な理由の判断の視点 (略)正当な理由に相当するか否かについては、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生防止等)及び事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</p>
15	別紙 第4 1	<p>「合理的配慮は、内閣官房の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。</p>	<p>合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づいて対応要領においても同様の記述としているものです。</p>
16	別紙 第4 2	<p>本案では、法および基本方針にも掲げられている「環境の整備」に関する記述が不十分と考える。基本方針の「第5 その他重要事項」にも記述されている以下の文言を別紙第4第2項に追記することを求める。</p> <p>「障害者差別の解消のための取組は、環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。」</p>	<p>本対応要領は、内閣官房における職員の対応について要領として示すものですが、いただいた御意見は障害者施策の在り方に関するものであり、対応要領の趣旨を超えるものであることを御理解ください。</p>

17	別紙 第4 3	「(通訳を介するものを含む。)」を「(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するものを含む。)」とすべきである。	他の御指摘と合わせ、以下の通り修正します。  3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳等を介するものを含む。)により伝えられる。
18	別紙 第4 3	障害者のための様々なコミュニケーション手段と、聴覚障害者への配慮としての手話通訳者、要約筆記者の配置の必要性に鑑み、「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記等)を配置すること」を明記されたい。	他の御指摘と合わせ、以下の通り修正します。  3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳等を介するものを含む。)により伝えられる。
19	別紙 第4 3、5	障害者対応要領を以下のとおり修正していただきたい。  「3 ……自主的に取り組むものとする。」 「5 ……盛り込むものとする。」	他の御指摘と合わせ、留意事項の第1に以下の記述を追加します。  なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。
20	別紙 第5	別紙第5 過重な負担について総合的・客観的に判断するのはあくまで行政職員であり、裁量がすべて行政職員に委ねられているため、全く理解のない職員が対応した場合、職員が理由を説明し理解を得るように努めることのみで終わってしまい、障害者差別はそのまま正当化されてしまう。したがって、客観的に判断する立場が行政側の人間のみではなく、障害当事者と家族、障害者団体も含めるべきである。また、合理的配慮の不提供や差別的取扱いについての障壁の除去は、当事者家族の意向を最優先すべきである。また、どこまでも拡大解釈される恐れがあるため事務又は事業への影響の程度(事務または事業の目的、内容、機能を損なうか否か)は全文削除すべきである。	他の御指摘と合わせ、以下の通り修正します。  過重な負担については、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

21	別紙 第5	<p>過重な負担についての基本的な考え方について 意見：障害のない人が普通に行使できる権利を制限する「過重な負担」という抗弁（差別行為の正当化）はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人などの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきである。そのため、下記の文章を書き加えてください。</p> <p>『「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が形骸化されるべきではありません。』</p>	<p>他の御指摘と合わせ、以下の通り修正します。</p> <p>過重な負担については、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</p>
22	別紙 第5	<p>障害者対応要領を以下のとおり修正していただきたい。</p> <p>「その理由を説明するものとし、」</p>	<p>原案と文意が同じであることから、原案のままとさせていただきます。</p>
23	別紙 第6	<p>別紙第6の合理的な配慮の具体例を以下のように修正していただきたい。</p> <p>①物理的環境への配慮の具体例に次の一文を加える。 館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。</p> <p>②意思疎通の配慮の具体例に次の一文を加える。 会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚また聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。</p> <p>③ルール・慣行の柔軟な変更の具体例の一文を次のように変更する。 「スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」を「スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」に改める。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正します。</p> <p>(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例) ○ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を活用するなど、分かりやすく案内し誘導を図る。</p> <p>(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例) ○ 会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなどの配慮を行う。</p> <p>(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例) ○ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。</p>
24	別紙 第6	<p>別紙第6 火事など非常事態の時、音声による緊急放送などが発されるが、聴覚障害者の職員はすぐ状況がつかめないため、以下の一文を加えてほしい。</p> <p>○災害時の避難、誘導について、音声の他に聴覚障害者等向けに情報伝達、避難・誘導のための設備(文字表示機器・フラッシュなどの機器)を配置する。</p>	<p>他の御指摘と合わせ、以下の通り修正します。</p> <p>(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例) ○ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を活用するなど、分かりやすく案内し誘導を図る。</p>

25	別紙 第6	別紙第6 改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要であるので、「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」を明記されたい。	御指摘を踏まえ修正します。  (合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例) ○ 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。
26	別紙 第6	物理的環境への配慮として、「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。	合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであると考えており、可能な範囲での対応を行ってまいります。
27	別紙 第6	意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記すべきである。	別紙第6の具体例として「会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う」などを記載しており、可能な範囲での対応を行ってまいります。
28	別紙 第6	(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)  「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。」とあるが、聴覚障害者にとって、手話通訳、要約筆記といった通訳者を介する方法はコミュニケーション手段の1つとして重要であり、複数の相手がいる場合には、それぞれの人が発言時に筆談をし、手話で伝えることは困難であるので、通訳を介することも明記してほしい。	合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであると考えており、可能な範囲での対応を行ってまいります。
29	別紙 第6	別紙第6 障害者のための様々なコミュニケーション手段と、聴覚障害者への配慮としての手話通訳者、要約筆記者の配置の必要性に鑑み、「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記等)を配置すること」を明記されたい。	「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」の趣旨は第6条第2項に記載しています。また、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであると考えており、可能な範囲での対応を行ってまいります。
30	別紙 第6	別紙第6(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)中の「○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。」について。 確かに発達障害者の中には順番をまつことに非常にイライラしたりする方もいるが、それは障害特性というよりは、「順番を守る」ことを学習しそこねた結果(未学習の結果)というべきもの(発達障害児者でも多くは学童期あたりまでには学習できる)。「順番の入れ替え」を国レベルで推奨すべき合理的配慮としてしまうことは、未学習のある当事者において「自分は発達障害だから優先されるべき」といった誤学習にもつながりかねず、いきすぎた配慮の要求や、自治体窓口や民間でのトラブルへの波及なども懸念される。そのため、この項目における「順番の入れ替え」部分については削除あるいは発達障害者の除外を明記していただきたい。	御指摘の例は、発達障害者のみを念頭に置いたものではありません。周囲の理解を得た上での柔軟な運用の一例として記載しています。

31	その他	<p>現在、離職中で精神障害3級の手帳を持っています。障害者求人に応募しようと企業に問い合わせたところ、「身体障害を対象にしているので応募ができない」と対応され、応募できませんでした。</p> <p>障害者雇用の中でも、このような差別があります。</p> <p>このような差別にも対応する対応要領案にしていきたい。</p>	<p>本対応要領(案)は、内閣官房における職員の対応について要領として示すものですが、いただいた御意見は雇用契約に関するものであり、対応要領の趣旨を超えるものであることを御理解ください。</p> <p>なお、本対応要領(案)では、「障害」は「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう」と定義しており、障害の性質による区別はしていません。</p>
33	その他	<p>文字の間には不要なスペースは入れないでほしい。</p> <p>例えば文中の「附 則」は、文字の間にスペースがあるため、読み上げソフトでは「ふそく」ではなく「ふ すなわち」と読み、意味が正しく伝わらない。</p> <p>ホームページを作成する際、音声読み上げ機能を使用して、音声のみで正確に情報が伝わるかどうか確認していただきたい。</p>	<p>条文表記上、このような表記とせざるを得ないため、御理解ください。</p>

※上記のほか、障害者施策全般に関わる御意見をいただきました。